

浅井了意の仏書とその周辺（四）

——新しいタイプの因縁集について——

和田 恭 幸

要旨 「法林樵談」を書誌的観点から見ると、その出版過程に、作家の衰弱と死去による何らかのトラブルが生じた様相が看取される。ただし、編纂理念を含める内容面の検討においては、ある種の到達点を見せる。即ち、近世通俗仏書の歴史においては、寛文期の因縁集（真宗）に見る混乱的状况の克服。一方、了意の著述全体においては、仏書の範疇ではあるが、新たに追随的作品の一つとして、位置付けを改める必要が認められる。

はじめに

昨年度に引き続き、科学研究助成金A1を受ける研究活動の一貫として、浅井了意の仏書に関する研究報告を行いたい。⁽¹⁾

今号に研究の対象とする『三朝和解説法林樵談』は、唱導に資すべき譬喩因縁談を集めた一種の説話集である。その刊行は、通説に云う了意没年の、元禄四年に当たるとする。また、本書には二種の改題本、すなわち『三朝和解説勸化要文便蒙鈔』(元禄九年刊)、『三朝和解説因縁譚』(明和五年刊)が存在する(以下書名は角書を除いて略称とする)。内容の特色は、同人が最も得意とした猟奇性に富む中国怪異談を多数収載する点に有る。よって、仏書の枠を取り払って故事説話集一般として見るならば、同人作の『新語園』(天和三年刊)と双壁の観をも呈する。

ゆえに、近世怪異小説研究においては、堤邦彦氏など先学のご論考に積極的にとり上げられてきた。⁽²⁾一方、浅井了意研究においては、今日なお北条秀雄氏の『増補浅井了意』、『改訂新修浅井了意』が遺されるのみである。⁽³⁾そこで、『法林樵談』それ自体に内包される諸問題は残存することとなり、本書に対する明確な位置づけは、近世通俗仏書の歴史において、了意の著作全体においても、やや宙ぶらりんなままに放置され続ける。

先述の如き内容を有する本書に、具体性ある位置づけを与えることは、怪異小説一般・了意研究の双方にわたり、聊かの有効性を持つであろう。了意の著作一般に見られる特質は、『語園』に対する『新語園』の述作に見られる如く、先行作品を意識し、且つ作品の素材・下地として取り込む点に有る。では、本書にもそうした性格は有るのか否か。とりもなおさず、そうした即物的な見地が、本書を説明する手がかりとなるものかどうかである。

本稿においては、研究報告としての書誌解題を主として、本書が、近世通俗仏書の歴史・了意の著述全体の双方において、いかなる位置づけを持つのか、聊かの説明を試みたい。

一、書誌に見る没後出版の諸相

今号は先号と異なり、各機関所蔵の書誌解題をさりと列挙することはできない。というのも、『法林樵談』並びに改題本二種とも、『国書総目録』に記載する伝本は、各一本づつしか存在しないからである。すなわち、『法林樵談』は大谷大学図書館、改題本『勸化要文便蒙鈔』『三国因縁譚』は龍谷大学大宮図書館所蔵の一本限りである。旧稿に再三述べる如く、近世通俗仏書は図書館や蒐書家の文庫に入りにくい類であるから、当然といえば当然の帰結であった。次のステップとして、誰しも寺院調査の実現を待望するのだが、寺院調査は、個人研究とは全く位相の異なる学術事業であり、自らの研究に資する部分のみ抜き取り調査して逃げ去るが如きは、厳に戒むべき行為である。ゆえに、そうそう捗々しく進むものではない。

幸いにも、改題本『三国因縁譚』は、筆者が大学院の博士課程に在籍した平成四年、京都府の某寺で偶然に閲覧する機会を得た。しかし、それ以後、他の寺院調査では全く探し得ていない。

そこで、買った・買われたレベルの、本来秘すべき領域に話題を及ぼさざるを得なくなる。ここ数年来、日課の如くに様々な古書店の目録を見ているが、なぜか本書の掲載を見ない。かつて筆者が大学院の修士課程に在籍した平成二年、本郷の琳琅閣書店から売りに出たが、当時の私には到底用意できない金額であった（『琳琅閣古書目録』一二四号）。それから数年後、本屋は同じ琳琅閣から売り物が出て、ご主人のご厚意に縋りつつ、これを買った。昨年（平成十二年）には、改題本『三国因縁譚』が神保町の東陽堂から売りに出たものの、注文した時にはもう売れてしまっていた（『東陽堂古書目録』四十七号）。これが、偽らざる伝本確認の顛末であるが、手に入れた一本は大谷大学図書館本と全くの同版であった。

さて、極めて乏しい調査量ではあるが、本書の伝本を追って早十年、この辺で一応の書誌解題を作成してみた。

【書誌解題】

1、法林樵談

大本十卷十冊 元祿四年山岡四郎兵衛刊本

大谷大学図書館所蔵（余大4385）

装訂 五針袋綴装。縹色表紙、寸法二十七・五×十九・〇糎。

題簽 「^{三朝}法林樵談 卷一（一十）」。原題簽・刷・双辺・表紙左肩。

序文 「法林樵談序／貞享三年丙寅仲春上浣洛之本性寺昭儀坊釈了意誌自序」。序末に二箇の印を摺刷す、「了意（陰刻）・「松雲之印」（陽刻）。

内題 「三朝法林樵談卷之一（一十）」。

版心 「三朝法林樵談卷之一（一十）」。（丁付）。白口。

本文 每半葉十二行。漢字片仮名文。匡郭四周双辺、二十一・二×十六・一糎。

刊記 「元祿四^{辛未}歲九月穀旦、花洛二条通清明町、書林 山岡四郎兵衛」。

修訂 卷一内題の「三朝」の二文字、刊記が入木。

備考 「国書総目録」には当該本のみ登載。

2、法林樵談

大本十卷九冊 元祿四年山岡四郎兵衛刊本

和田恭幸所蔵

装訂 四針袋綴装。縹色表紙、寸法二十七・一×十九・〇糎。卷一・卷二を合綴し十卷九冊に改装。最終第九冊

の後表紙のみ後補（縹色表紙）。

題簽 「^{三朝}法林樵談 卷一（一十）」。^{和解}その内、卷二は卷一と合綴のため題簽欠。卷三・六・八・九は損欠。

刷・原題簽・双辺・表紙左肩。

序文 「法林樵談序／貞享三年丙寅仲春上浣洛之本性寺昭儀坊積了意誌自序」。序末に二箇の印を摺刷す、「了意」

(陰刻)・「松雲之印」(陽刻)。

内題 「三朝法林樵談卷之一(一十)」。

版心 「三朝法林樵談卷之一(一十)」。(丁付)。白口。

本文 每半葉十二行。漢字片仮名文。匡郭四周双边、二十一・〇×十六・一糎。

刊記 「元禄四^{辛未}歲九月穀旦、花洛二条通清明町、書林 山岡四郎兵衛」。

修訂 大谷大学図書館所蔵本に同じ。

備考 架蔵本は大谷大学図書館本より、匡郭の縦寸法が二ミリ小さい稍後印本。図版1〜9を参照。

3、勸化要文便蒙鈔 大本十卷三冊 元禄九年山岡四郎兵衛刊本

龍谷大学大宮図書館所蔵(写字台／1055―22)

装訂 四針袋綴装。素鼠色表紙、寸法二十五・九×十八・二糎。原十卷十冊を、三冊に合綴。

題簽 「^{三回}勸化要文便蒙鈔 一(四・七)」。卷数表示は刷。刷・原題簽・双边・表紙左肩。

序文 「法林樵談序／貞享三年丙寅仲春上浣洛之本性寺昭儀坊積了意誌自序」。序末に二箇の印を摺刷す、「了意」

(陰刻)・「松雲之印」(陽刻)。

内題 「勸化要文便蒙鈔卷之一(一十)」。

版心 「三朝法 卷之一(一十)」。(丁付)。白口。

本文 每半葉十二行。漢字片仮名文。匡郭四周双边、二十一・〇×十六・一糎。

刊記 「元禄九^丙子歳仲春吉日、三条通麩屋町西江入所、書林 山岡四郎兵衛板」。

修訂 改題のため、題簽を新調。版心の一部を削り取り、内題・尾題・刊記を新たに入木する。

備考1 元禄四年刊「法林樵談」の改題本。書肆は、解題1・2と同一の山岡四郎兵衛。北条秀雄氏の「新修浅井了意」(二二頁)に、本書に二種の版の存在する由を報告されるが、所在不明。

備考2 「国書総目録」には当該本のみを記載。図版10・13を参照。

4、三国因縁譚

大本三卷合一冊 明和五年小幡・中川・梶川三書肆相版本

龍谷大学大宮図書館所蔵(写字台/105・5|22)

装訂 四針袋綴装。素鼠色表紙、寸法二十五・八×十八・九糎。原三卷三冊を一冊に合綴。

題簽 「三国因縁譚 上」。刷・原題簽・双辺・表紙左肩。

序文 「三国因縁譚序/明和戊子孟春金龍敬雄杜多撰」。序末に二箇の印を摺す、「釈敬雄章」(印刻)、「詔鳳」

(陽刻)。序文版下「岸公実成米書、(刷印)『岸成米字公実』」。

内題 「三国因縁譚之一(一三)」。

版心 「三国因縁譚卷之一(一三) (丁付)」。単黒魚尾、白口。

本文 每半葉十二行。漢字片仮名文。匡郭四周双辺、二十一・〇×十六・〇糎。

広告 「三国因縁譚二編^{未刻}近出/同 三編」。

刊記 「明和五^戊子歳二月、平安書肆、六角通油小路西江入町 小幡宗左衛門、姉小路通油小路西江入町 中川藤

四郎、堀川通仏光寺下ル町 梶川七郎兵衛」。

修訂 題簽を新調。内題・尾題・版心に入木する。卷十の最終丁ウラは補刻。

備考 3 「勸化要文便蒙鈔」の改題本。原「法林樵談」の卷八〜十の三卷分だけを改題刊行したもの。序者は北条秀雄氏の

「新修浅井了意」に、建部綾足作の「西山物語」の序者と同一なりと付記される。敬雄（二七二〜一七八二）は、漢詩・

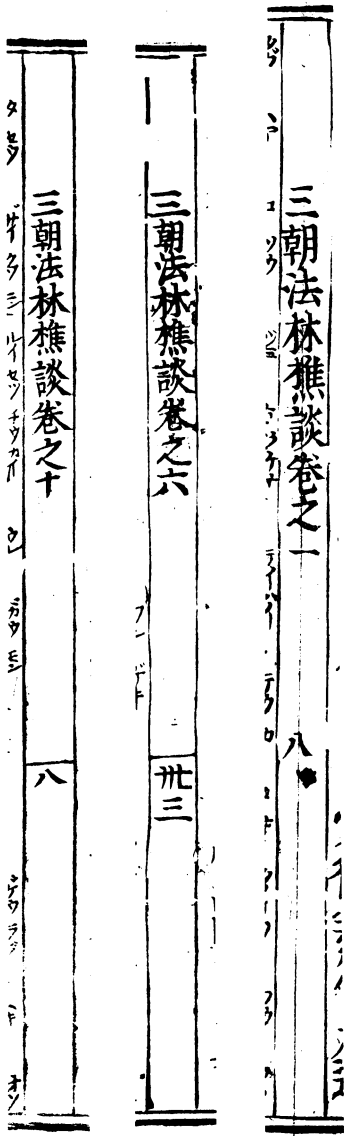
狂歌・俳諧・書を能くした天台宗の僧。「雨新庵詩集」（明和三年刊）等の著述がある。

備考 2 「国書総目録」には当該本のみを記載。図版11・14・15を参照。筆者が平成四年に偶見した京都府某寺所蔵本は、龍

谷大学本と同版。装訂は原装薄縹色表紙三卷三冊。最近の古書店の目録では、神保町東陽堂の「東陽堂古書目録」四十七号

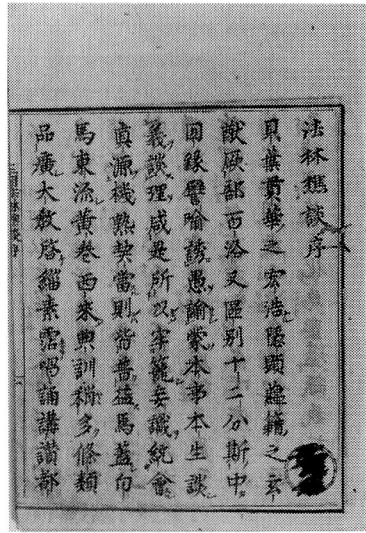
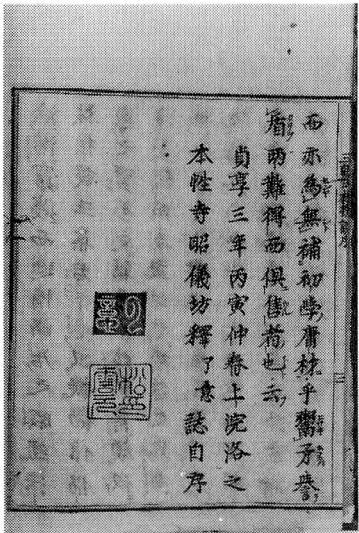
平成十二年春号に書名のみ登載。

【図版】 1、「法林樵談」の版心（解題2・和田恭幸所蔵本）





2. 『法林樵談』 表紙



3. 『同』序文

史書ヲ出ラ曰ク君辱ニ人謂ニ違及ビ勅ヲ行テ謂ク是也
此處天子其亦皇座ノ權ヲ知テ欲スレテ檢問ク甚重ト
史既傳テ予テ示シヨ

〔附〕大志其言逆漸痛
唐長沙王庭臣等云夫其下云昔有司懲罰有
中事命之叛則天子有之靜也之違少能代上之彼人敢
滿隨之軍中亦多有之彼人九王下之皆能懲罰得是
全行亦善行ヲ勤テ平定世道也予等山中處處有也
違見時ヲ捕テ木ノ刺ヲ射テ野在達見ノ如ク其說

5. 『同』卷2・27丁才

三朝法林補談卷之二
〔附〕原論
惟正備綱道之ヲ三教ノ謂ヲ其立法之便是也政憲行善
貴於顯正以ノ事ト人其處本建正安ノ長也ノ論
於ニ優劣多知トシ彼又善を盛盛ト前人ノ啓善ヲ拾ヒト我
我ト缺トシ之陳言ヲ爲テ彼ノ非ト此ト是ス高談闊論トシ
言中ニ善在シ應斷ク味也ト從ニ善有テ彼動ノ分別ヲ辨也
聖理盡テテ海運ニ善道即チ應受テ大ニ善ノ至道也ト文字
會時ノ間有錫辨ノ意極ステテ待テ若クテ盛ニ三教ノ至
理ハ齊シク道本ニ善ト在テ歸スレテ善也 深法有在似ナリ
眞聖ノ善巧靜化ノ利濟教ヲ盡量ノ外ニ立テ推應ノ布教
無クテ爲テ聖恩議ノ表ヲ新リ清淨法行經曰大住其北

4. 『同』卷1本文1丁才

三朝法林補談卷之三
〔附〕日本神皇正統系
如來、彌陀三尊以三歲有四百八十六年ヲ經テ本朝人
王第三十代天國押摩羅尼天皇 神武 御之侯御靈政權
遷テ磯城郡金甕宮ニ世ヲ治スレテ御位十三年 應次王御
分十月十三日百濟國 聖明王ニ南聘 經此聖朝
拜獲聖筆ヲ使テ金甕 聖明佛像一尊 聖德太子御
成ス其後曰東法於東法中數爲改換 聖德太子御
孔子師ノ不曉知此聖朝ニ聖德太子御靈政權御功至成辨
無テテ聖德太子御靈政權御功至成辨 聖德太子御靈政權
亦復然御靈政權御功至成辨 聖德太子御靈政權御功至成辨
亦復然御靈政權御功至成辨 聖德太子御靈政權御功至成辨

7. 『同』卷3本文1丁才

三朝法林補談卷之三目錄

一	日本神皇正統系
二	本朝神法其
三	聖德太子傳
四	河間世系其
五	聖德太子傳
六	聖德太子傳
七	聖德太子傳
八	聖德太子傳
九	聖德太子傳
十	聖德太子傳
十一	聖德太子傳
十二	聖德太子傳
十三	聖德太子傳
十四	聖德太子傳
十五	聖德太子傳
十六	聖德太子傳
十七	聖德太子傳
十八	聖德太子傳
十九	聖德太子傳
二十	聖德太子傳
二十一	聖德太子傳
二十二	聖德太子傳
二十三	聖德太子傳
二十四	聖德太子傳
二十五	聖德太子傳
二十六	聖德太子傳
二十七	聖德太子傳
二十八	聖德太子傳
二十九	聖德太子傳
三十	聖德太子傳
三十一	聖德太子傳
三十二	聖德太子傳
三十三	聖德太子傳
三十四	聖德太子傳
三十五	聖德太子傳
三十六	聖德太子傳
三十七	聖德太子傳
三十八	聖德太子傳
三十九	聖德太子傳
四十	聖德太子傳
四十一	聖德太子傳
四十二	聖德太子傳
四十三	聖德太子傳
四十四	聖德太子傳
四十五	聖德太子傳
四十六	聖德太子傳
四十七	聖德太子傳
四十八	聖德太子傳
四十九	聖德太子傳
五十	聖德太子傳

6. 『同』卷3目錄丁才

三國因縁譚卷之二
 釋ノ慈願ハ姓ハ池氏孫明ノ人ナリ年十二ニシテ諸生ト勤テ佛
 教ヲ習フシテ十六歳ニシテ出家シ佛法ノ密理ヲ精學得緣シ
 爾ト在草ニ至リ學處ニ奉養シ佛ノ心ヲ奉養乃レシテ四遠ニ達シ開
 化廣ク殊非ニ及ブ羅村ニ三藏頂比羅ニニ在テ弘道久遠能テ學ヲ
 受テ往歸ノ善義ヲ考正スルニ異聞スル所コト復ニ宗師ニ還
 テ東京寺ニ止ニル元嘉十二年ニ至テ此ノ形ノ形前律ト云ク人
 上登シテ奇ヲ造リ及ビ佛像ヲ鑄ル文帝乃レ捨中何所之聖即
 中對立佛等ト是ヲ念誦シテ尚之ヲ謂テ曰ク朕少ヨリニ果般典
 ヲ讀浦スルコト多クラス比類ハ佛度ヲ海嶽ノ政理ニ服有クズ
 此ニ由テ三世因縁ノ教理ニ於テ佛ヲ尊コトヲ辨ヘハ而シテ復

9. 『同』卷8本文1丁才

三國因縁譚卷之二
 一〇有光慈切經有載
 隋幽州沙門釋智先出家精練十學智得識ヲ
 善ク勤理ヲ研觀天授年中二顧ノ輝之石ヲ以テ一切經
 錄ヲ造ラテ入是乃レ恭養時至テ世間説ニ經法絶
 盡ナモ承多是ヲ開キテ總テ之ヲ續成多ク佛智佛因
 報ト祖德ヲ謝シ非徒不辱ナリ幽州北山ニ懸懸
 石室ヲ爲リ四壁ヲ磨テ經ヲ彫又方右ヲ取テ
 別ニ更ニ盛蓋佛ノ經ヲ書テ空室ニ懸之爲テ一室盛シ
 石右ノ以テ空門ヲ塞キ鐘ヲ胡テ之ヲ鐃々此景隋煬
 帝ハ燬斷幸テ佛史傳即佛身皇后ノ弟ナリ威勢
 海内重テ前公儀傳傳此事ヲ登街ニ載ニ皇太后即

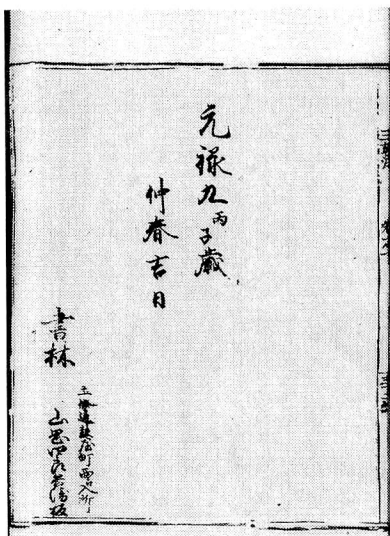
8. 『同』卷6本文1丁才

三國因縁譚卷之二
 釋ノ慈願ハ姓ハ池氏孫明ノ人ナリ年十二ニシテ諸生ト勤テ佛
 教ヲ習フシテ十六歳ニシテ出家シ佛法ノ密理ヲ精學得緣シ
 爾ト在草ニ至リ學處ニ奉養シ佛ノ心ヲ奉養乃レシテ四遠ニ達シ開
 化廣ク殊非ニ及ブ羅村ニ三藏頂比羅ニニ在テ弘道久遠能テ學ヲ
 受テ往歸ノ善義ヲ考正スルニ異聞スル所コト復ニ宗師ニ還
 テ東京寺ニ止ニル元嘉十二年ニ至テ此ノ形ノ形前律ト云ク人
 上登シテ奇ヲ造リ及ビ佛像ヲ鑄ル文帝乃レ捨中何所之聖即
 中對立佛等ト是ヲ念誦シテ尚之ヲ謂テ曰ク朕少ヨリニ果般典
 ヲ讀浦スルコト多クラス比類ハ佛度ヲ海嶽ノ政理ニ服有クズ
 此ニ由テ三世因縁ノ教理ニ於テ佛ヲ尊コトヲ辨ヘハ而シテ復

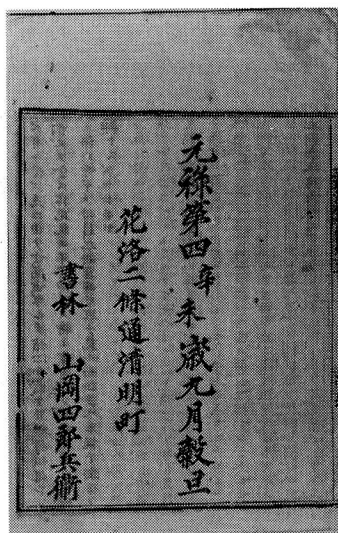
11. 『三國因縁譚』卷1本文
 1丁才 (龍谷大学大宮図書館所蔵)

勸化要文便蒙鈔 二
 第一 原道
 惟ニ三備釋道之ヲ三教ト謂其立法俱是也惡行善
 業邪顯正ヲ以テ勸トス人其深衣ニ達スス莫リ後聖行善
 方ニ優劣ヲ定シテ彼之を臣臨ス前ノ人ヲ唯ヲ捨トテ
 後トテ紙上ノ便宜ヲ斷テ彼ヲ非レ此トテ是ニ高談論論空
 言可ト落シテ應斷ヲ吐斷ニ徒ニ齒舌ヲ鼓動シ分別ヲ興起
 莫理還リテ淺理ト正道即チ隱沒夫ニ三教ノ至道實ニ文字
 言詞ノ間ニ辨辨ノ窮極ニ在リ待若クシテ蓋シ三教ノ至
 理ハ齊ク道本ニ達シ在テ歸スル所也ク深淺有ク生似タリ
 眞聖ノ善巧勸化ノ利濟教ヲ觀量外ニ立テ權應ノ衣被
 無クテ施爲更ニ思議ノ表ニ翻リ清淨法行經曰天竺東域

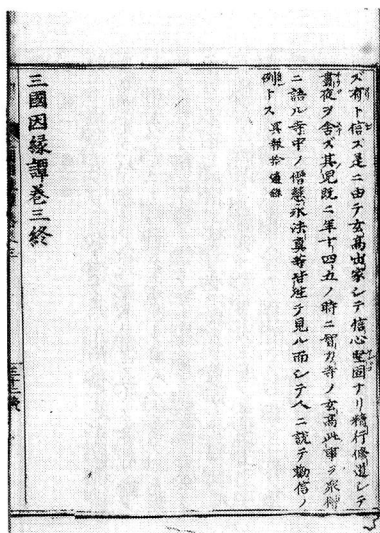
10. 『勸化要文便蒙鈔』卷1本文
 1丁才 (龍谷大学大宮図書館所蔵)



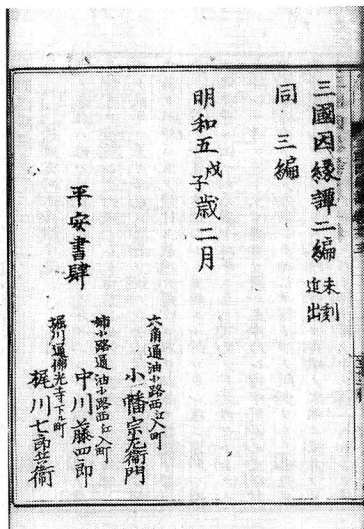
13. 『勸化要文便蒙鈔』刊記



12. 『法林樵談』刊記



15. 『同』最終丁(刊記の丁)オ



14. 『三國因縁譚』刊記

さて、右から問題点を抽出していくと、出版過程にある種のトラブルが生じた可能性が看取される。通説に云う浅井了意の死去は、元禄四年一月一日。対して本書は同年九月の刊記を有する死去直後の刊行である。ために、書誌的問題点を露呈するには、格好の時期ともいうべきか。

【刊記】「法林樵談」の刊記は、匡郭の下辺に二ヶ所の亀裂が入るため、入木である(図版12)。ただし、入木に段差が生じていないから、印刷時期が原刊に接近することを示す。これにより、刊年に疑問の余地が生じるが、一版のみしか確認し得ない現時点においては、ともかく元禄四年刊と判断し、この刊年は将来訂正される可能性が有る、と付言するよりほかあるまい。刊記が入木だからといって、必ずしもそれに先立つ無刊記本や別な刊記を有する本が存在するとは限らない。また、入木だからといって、初版の刊年を示さないとも限らないのである。

参考のため、了意作の『大原談義句解』を紹介しておく。『大原談義句解』の初版は、丁子屋西村九郎右衛門刊本で、次に恒心堂海老屋弥三郎に版が移る。当然、刊記は入木で改められる。そして最後には、書肆名を削り落した版の誕生を見る。

いかにも当然の如くであるが、刊記自体は極めて珍妙である。丁子屋の刊記は、双郭木記に記され、「貞享四丁卯曆仲春穀旦／五條橋通扇屋町丁子屋／西村九郎右衛門開板」と有る。次の恒心堂海老屋は、木記の左右二辺を残し、天地二辺と中身の刊記をすっぱり入木して、「貞享丁卯中和勝日／書肆恒心堂／洛陽車屋町二條下／海老屋弥三郎殿」と改める。ところが、結局双方とも貞享四年二月を示すのである。筆者の見た丁子屋刊本は、初版の版木を使用するもの乍ら版面が荒れているから、初印ではない。故に、一ヶ月以内に版が移ったとは到底考え難いのである。刊本一般において、仏書や和刻本漢籍は、幕末の後印でありながら寛永や万治寛文の刊記を残すものが存在する。しかし、恒心堂の刊記は、年記ごとの入木だから、如上の常識は全く通用しない。

つまり、恒心堂海老屋の作爲的なニセ刊記なのである。管見の内、近世初期刊本におけるニセ刊記の初見は、寛永六年に遡るが、これは別稿に紹介するから参照せられたい。⁽⁴⁾ともかく、如上の問題を含むため、現時点では、本書の刊行を元禄四年九月と判断するしかない。

【改題本の刊記】五年後の刊記を有する第一次改題本『勸化要文便蒙鈔』は、刊記をすべて改める。刊者は「法林樵談」と同じ山岡四郎兵衛であるが、住所・氏名ともども入木する。これは山岡の住所変更の故であろう。入木のたぬ、匡郭の下辺、即ち刊者名の真下に相当する部分に亀裂が生じる(図版13)。

これに対し、どういうわけか第二次改題本『三国因縁譚』の当該丁は、匡郭の下辺が一直線に繋がっている(図版14)。この謎を解く手がかりは、当該丁オモテの版面に見る匡郭の亀裂である(図版15)。つまり、上下の亀裂を結ぶ線上から版面を縦様に切り取り、そこに新しい木材をはめ込んで新たに彫り直したのである。ゆえに、第二次改題本の最終丁ウラは、匡郭下辺が一直線に繋がっているわけである。

【版下文字・版心】本文部分は、巻八を境に版下文字が、全くの別筆に等しい程変化する。文字の大きさも異なり、巻八〜十は、それ以前の巻一〜七に比べて格段と小さくなる(図版8と9を比較参照)。目録丁は、巻三・四(図版6)が、巻八以下と同一の書体となる。ゆえに、巻三・四の目録丁、巻八〜十の版木が、後の補刻とも考えられるが、結論としては、全てが原刻である。

巻一〜七までは、一見一定する如くに見えるが、文字の大きさ・文字間隔をよく見ると、区々である。これに加えて、版心が問題となる(以下図版1を参照)。巻六は、本文部分が巻一〜五と同一であるにもかかわらず(図版8)、版心だけは、巻八以下の様式をとる。

まず、巻一〜五までは、版心に記載される版心書名の文字が、ややゆったりとした文字間隔を保つのに対し、巻六

は文字間隔がきっちり詰まっている。書体も卷八以下に近く、さらには、丁数を記載する丁付けの上に横一本の仕切り線が入る。この仕切りを入れるのは、卷八、十の様式である。

件の如く、本文と版心で、両方の書体と様式を共有するものがあるので、補刻本でなく、全て原刻本の版木を使用するもの、と考えるべきである。

【説話の記載様式】これは、書誌解題とは性格を異にするから、解題には記載していない。しかし、本項の前後とも関連性が強いので、ここに整理しておく。収載の各説話は、概ね一話ごとに出典付けを有する。これは、各話の末尾に「梁高僧伝二見ユ」の如く、小書き、あるいは割書きで記される一般的なあり方。しかし、卷四のみ、標題の下に出典付けを設ける。標題下に記す様式は、私の見る近世初期刊本の内、元和七年古活字刊本『釈門白鏡録』が初見である。これの無刊記整版本は、ゆったりとした題簽の書風に、寛永正保中刊の特徴を有するから、少なくとも了意はこれを参照し得たことになる。すると、本書には、既成の二つの様式が混在することになる。このことは、版下書き以前の、原稿段階の問題であるから、前項の「版下」・後項の「欠文」の問題に直結していく。

【入木】「法林樵談」卷一の、内題「三朝法林樵談卷之一」の内、「三朝」の二文字が入木である。これは、他の巻の内題にはない入木であるから、杜撰な単純ミスであると考えべきである(図版4)。

【欠文】卷二―二十六は、内容が完全でなく、尻切れトンボで終わっている。その代わりに三分分の余白が設けられる(図版5)。当該丁は、匡郭に亀裂がないから、版木を継ぐ等の修訂によるものではない。また、本書は仏書であるから、当世批判等による削除命令の故とは考え難い。

件の余白が生じた理由を、以下の如くに推測を試みたい。まず、本書は了意最晩年の著述に当たるため、原稿が未完成に近い不備な状態でありながら、これを校正するための打ち合せを十全に行うことができなかつた。そして、欠

けた部分を補わないのは、冊数が多いので無理に埋めなくとも、あまり目立たないだろうとの杜撰さ、あるいは漢文を了意独特の和文に改変する必要があるため、それ相応の校正者を探す必要があり、その手間を惜しんだ故か。如上の推測は、前項「説話の記載様式」によっても、また補強を得る如くであろう。

よしんば、この欠落部分が推測どおり、原稿の未完成・校正の不備によるものならば、一見完全に見える他の没後出版物にも、何らかの形で後人の手の加わる可能性を予見させる。

二、編纂の理念

前節に見る原稿段階の問題点は、自序にも見ることができ。ただし、自序には前記の杜撰さとは全く対極的な本書編纂の根底に有る作家の崇高な理念が示される。件の問題を解くため、本書の自序を眺めていき⁽⁵⁾たい。

法林樵談序

貝葉貫華の宏浩なる、隠頭蘊籍の玄猷、厥の部百洛叉、區別十二分。斯の中、因縁譬喩、愚を誘ひ蒙を諭し、事本生、義を談じ理を談ず。咸な是れ、妄識を牢籠し、真源を統会する所以にして、機熟して契当する則んは、皆普く益す。

蓋し白馬東流し、黄卷西来して、典訓稍や多く、条類品広し。大教啓け、緇素霑ふて、唱誦講讀、都鄙洋々として、恢弘の盛んなることや、本朝如今時なるかなや。

夫れ、縣世新旧の制作、人夥し。章疏、伝記の贖三教内外の書、編彙、積帙、或は約省虚乏、或は出証を置かず。殆んど道に聴て途に説くが如し。童蒙、動もすれば惑ひ訝かる。周易に所謂臂膚無き者なりと。

余、久しき頃、蕭芝の間に俯仰して、歳云に没ぬ。隔に知る、彬々過れば、陳迹と為り、芸々化して塵埃と為ることを。茲に繇て、零淪を甘んじ、窮賤に潜れて、適情幽居の暇、法林樵談五集若干の巻を綴て、以て勸信倡導の資けに擬す。篇章を定めず、類雋を緯とせず。頗る隨筆に似て、將に亦孟浪なり。但し、読者の容易らんことを要するのみ。庶幾はくは、仏祖の報恩に采る。於戯、鉛刀を礪ひで、朽木を彫り、垂露を捨て頑石を湿す。属辞、此の事の疎密を綜べ、源流至到の脩短を論して、博識洽聞に備ふるが如くなるに非ずと雖も、亦た初学の庸材に補なひ無しとせんや。矛鬪ぎ、盾を誉て、両難得して俱に售る者なりと云ふ。

貞享三年丙寅仲春上浣洛之本性寺昭儀坊积了意誌自序

了意

松印
雲之

まず、第一点めから片づけてしまおう。引用文の後半、二重波線部の「法林樵談五集若干の巻を綴て」である。自序の年記を信用するとして、貞享三年の段階では、作家本人の企画は「五集若干の巻」だった。了意の云う「五集」は、デビュー作『堪忍記』の典拠『迪吉録』の如くに、「巻」単位の上に「集」の単位を設けることを意味するのだろうか。仮に二巻一集とすれば、当人の云うとおり「五集」に相違ないが、本書は二巻一類の如き纏まりはない。加えて、確認伝本はどこにも「集」の名称を記さない、単純な十巻十冊本に過ぎない。すると、確認伝本は自序と全き齟齬を露呈するもの、と理解されるのである。

この事実により、前節に述べる推測、即ち本書の原稿が未完成に近い不備な状態であり、且つ校正も不十分であった、との仮説はさらなる補強を得たことになろう。

さて、次に編纂理念の問題に移りたい。右の序文を注意深く読むと、仏教それ自体よりも、むしろ仏書の歴史に主

眼が置かれることに気づく。以下、美辞麗句に騙されぬよう、注意深く解釈を試みたい。

冒頭「貝葉貫華の宏浩なる」以下は、仏書の成立期を述べた下りである。仏教經典は、古くは多羅の樹葉に書かれ、これを今日の書誌学用語にも「貝葉經（典）」と称する。「貫華」は、貝葉の一片ごとが離れぬよう、穴をあけて紐を通す装訂法に因む美辞であろう。そうした經典類は「百落叉」という膨大な数に膨れていき、やがて「十二分經」と呼ばれる一種の分類法に従つて整理される。その分類項目の内、「因縁譬喻」「本事本生」は、人々を誘うすばらしい手段であると、第一段は結ばれる。よつて、初段の主眼は、仏教説話（譬喻因縁・本事本生）が早くも仏典草創期に存在した事実、且つその重要性を引出すところに置かれることになる。

第二段は、中国伝来・本朝伝来の下りである。冒頭「蓋し白馬東流」云々は、摩騰、竺法蘭、二人の梵僧が、仏像經卷を白馬に載せて仏教を中国に伝えた、有名な説話を一句に縮めたもの。「黄卷」とは仏教經典の意。写経料紙は、虫避けのために薬の汁で染めることから、この異名をとる。ともかく、そうした仏書が我が国にも伝来し、学問研究や布教が盛んになった、というのが二段の大意である。

次の第三段では、重要な問題提起が行われる。それは、仏書の数は多いものの、誤解を招き易い要因が内包される、との指弾である。その難点とは「約省虚乏、或は出証を置か⁽⁶⁾ない点にある、という。これは再三旧稿に論じた、了意の了意たる問題点であるから後に譲り、解釈を急ぎたい。

最後の第四段は、お決りの「了意節」とでも呼べそうな、我が身の不遇を嘆きつつ、本書の編集目的を述べた下りである。

かくて、本書の自序は、仏書の歴史を考え、理想的な因縁集の将来像を開陳する。右に見る流麗な歴史的事象の列挙中、異質なものとして浮き上がるのが、第三段である。第三段は、言い方を変えるならば、仏書には出証を置くべ

きた、との主張になる。第一段に、仏書の十二分類から譬喩因縁をピックアップするのだから、ここにいう仏書とは「因縁集」の類、国文学にいう「仏教説話集」を直撃することになろう。

一般に「証」を置くとは、一つの説話に、それが経文のどこに合致するのかを明し、経文を引用することをいう。しかし、了意は「証」に「出」の文字を足して「出証」というから、「文」との合法のみならず、説話の持つ近世的な証拠正しき、即ち出典名の明記をも指ししめすことは、旧稿に再三論じた如くである。そして、出典書名が必要になるのは、仏教界にあつては、儒仏論争が契機となることをも再三再四述べてきた。⁽⁶⁾

実をいうと、この第三段の問題提起は、既に第一段から匂わせているのではないか。第一段で、仏の方便によって導かれる先を「真源」と云い、且つ仏の心に領きを得ることを「契当」と云う。「真源」「契当」を、真宗風に言い換えるならば、「如来さま」「信心獲得」の二語に相当しようか。了意が、もつて回つたような言い方をするのは、序文の持つ様式的規制や術学性を越えて、本書編纂の根底に関わる、ある種の理念が吐露されるもののようなのである。

というのも、筆者はどうしてもここに、ある古典的名著の一節を想起したのである。それは宗密の「原人論」の、その名も直顕真源第三である。即ち「故に須く行は仏行に依り、仏心に契ひ、本に返り、源に還りて凡習を断除すべし」の一節である。直顕真源第三は「原人論」の根幹に相当する。標題と引用箇所とに、「真源」「契」の二語に一致を見出すが、了意のいう「妄識」、即ち妄想の問題は引用箇所の直前に控え、さらに仏教的心理学に相当する「識」の問題にも言及されている。⁽⁸⁾

それにもまして、「原人論」は、儒・仏・道、三教の関係を冒頭に掲げ、仏教擁護（護法）としての三教一致説を主張する、有名な古典なのである。かつ、了意自身もまた宗密の著作中、殊に護法色の強い「孟蘭盆経疏新記」の注釈「孟蘭盆経疏新記直講」を著している。「原人論」は寛永十三年に有刊記整版本、注釈「原人論鈔」は寛永十六年

等々、近世前期に複数の刊行を見る。ゆえに、了意が「真源」「契当」と、さらりと云つてのける背景には、宗密の著作が控える、と考えたい。すると、第一段の「咸な是れ」以下の通釈に、三教一致説と真宗的思考を加味すれば、(数ある釈尊の御遺教の中にも、比喩因縁こそは)すべて、人間の持つ妄想という「識」の邪な作用を封じ込めて、(儒教道教が各々別々に説く)「真源」を、(あたかも小河の流れが大海に合流する如くに、真実まことの大悲の親様の願いの海に)統べ会せんがためのお用きであつて、誰しも機が熟して(如来様の本願に)頷きを頂戴するその時、一切衆生は皆普く(撰取不捨の利益に)益せられる(誠に本願成就の時節と云うべきであります)との通釈が可能にならう。

件の如く解釈を試みるならば、第三段の問題提起は、既に巻頭から巧妙な伏線が敷かれたことになる。これに見る護法運動としての三教一致説の称揚は、本書の巻一——「原道」によつて、本格的に展開される。「原道」は、「道をたずぬ」と訓読することができ、現代語に訳するならば「道とは何であるか」となる。⁽⁹⁾

つまり、本書編纂の理念は、護法運動を基調とする三教一致説の称揚、加えてこれの現成を促すべき新しいタイプの因縁集の創造にあつたわけである。

四、「仏法神変集」からの飛躍

本書は、全二百二十二条で構成される。巻一の構成を見るならば、巻一——「原道」、二「仏法ノ震旦将来」、三「摩騰法蘭ノ伝」、四「釈道比較」、五「仏法前漢ノ世ニ在リ」、六「安清世高ノ伝」、七「呉ノ康僧会」と続く。件のあり方は、説話世界における仏教史の典型に相当する。これを書物の世界に見るならば、『法苑珠林』・『太平広記』

など、類書の領域にほぼ共通して存在する配列様式である。

実をいうと、『法林樵談』の典拠は概ね『太平広記』と『法苑珠林』とに求めることができる。このほか、デビュー作『堪忍記』の典拠『迪吉録』をも利用するが、数量においては補完的な存在となる。また、日本の説話は概ね『元亨釈書』である。ここで、一話ごとの具体的典拠を提示すべきであるが、諸般の事情から別稿としたので、こちらを参照頂きたい。¹⁰⁾

さて、巻二は、一「日本仏法伝来」、二「本朝仏法弘興」、三「聖徳太子ノ伝」の三条が冒頭に置かれる。第四条以下は、三国の説話が入り乱れる。巻五では、釈迦・老子・孔子の伝記を収載し、再び三教一致の問題に立ち戻る。

これに見る説話配列は、『法苑珠林』など先行の様式に倣いつつ、説話を類聚・配列することにより、仏教史を描くかんとする意図を示す。世に靈仏と呼ばれる、放光・治病等の靈験を発現する仏像の伝を載せることは、教説や物品のみならず、仏の命もまた三国に伝来することを示す、極めて有効な手段となろう。

ここに改めて、近世仏書の山をかき分けて、本書に先行する同一様式の因縁集を探していくと、寛文元年刊『仏法神変集』(十巻十冊)に行き当たる。両者を比較することは、いとも簡単であるが、それでは本書が近世通俗仏書の流れにおいて、いかなる地点に位置づけられるのか全くわからない。そこで、紙幅を気遣いながらも迂回を試みたい。そもそも、刊本書誌学において、真宗の善本といえは、早くも文明五年に開版の「正信偈并に三帖和讃」、天文年間証如上人御判「御文章」など、仮名書きの古刊本が想起されてくる。力強い片仮名文字の版面、全体のゆつたりとした印象は、どこかしら古刊のおっとりとした風情を伝えてくれる。

近世期にも、件の様式が継承されていくが、次第に格調を失っていく(図版17)。そして、近世期において最も重要な事柄は、件の様式が、聖教と勤行用の本(特装・並装共)にのみ聖なる様式として継承され、新作の通俗仏書には、

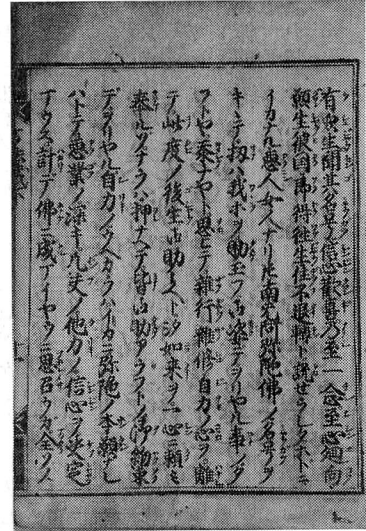
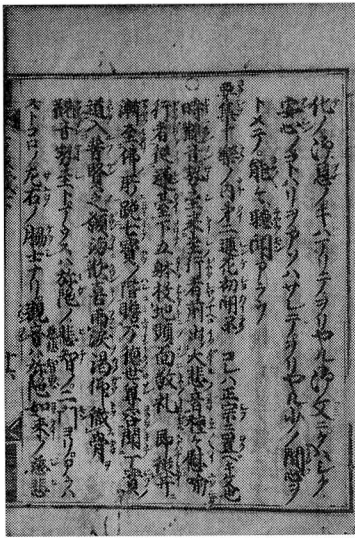
もう二度と使用されないことである。

寛永二十年南輪堂刊本『万法藏讚鈔』は、私の見る有刊記本の近世通俗仏書の内、一番早くに刊行された、真宗の通俗仏書である。⁽¹¹⁾この版面は、刊本一般に見られる書体と、真宗聖教独特の仮名文字とが混ざり合う、通俗仏書における中世から近世へ、を示すこの時期唯一の事例である(図版16)。しかし、以後なぜか新作の真宗通俗仏書それ自体、ぱたりと出なくなってしまうのである。

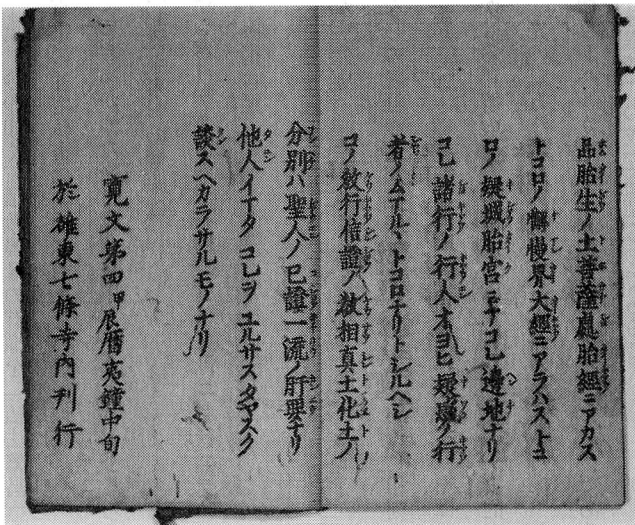
その理由はさておき、変わって登場してくるのが、明暦元年刊本『正信偈科鈔』など、いかにも漢字の版下文字がよくお似合いの、厳めしい真宗学書の群落である。こうした真宗学書は、跋文のみの無刊記本が多い。例えば、恵雲の『興御書鈔』(万治三年跋)、同『歎徳鈔』(寛文元年跋)など、その好例に当たるといってみれば、庶民に優しく語りかけた筈の真宗聖教に、「科注」「鈔」という、当代仏教学の堅い檻が被せられてきたのである。しかも、書物の刊行形態は無刊記本である。⁽¹²⁾

学事興隆の気運高まる寛文元年、双郭木記の刊記を付けて刊行されたのが『仏法神変集』であった。その構成は、卷一——「震旦国へ始メテ仏法渡リシ事」これに付属して「漢ノ明帝ノ御事」「釈摩騰ノ事」「竺法蘭ノ事」、二「日本国へ始メテ仏法渡リシ事」「聖徳太子ノ御事」と続いていく。全巻に収載される説話は、概ね「梁高僧伝」等を原拠とする中国典籍であり、内容は「神変奇瑞」の内題に示される如く、極めて伝奇性に富む内容を有する。また、各々の説話に「寛文元年マデ〇年ニ成ル也」と注記を入れる。これを辿ると、若干のズレはあるものの、古い話から寛文元年に近い話へと、順序立てて配列されることがわかる。

つまり、この書物もまた、説話の類聚を以て仏教の東漸を描かんとする意図の下に成ったことになる。また、寛永から了意活躍の寛文期まで、前記の性格を具える新作の通俗仏書の存在を見ない。ゆえに、通俗仏書の歴史において



16. 『万法蔵讀鈔』(国文学研究資料館所蔵)



17. 近世の一般的な真宗聖教の一例
寛文四年刊本『真宗用意』(和田恭幸所蔵)

は、『仏法神變集』の地点から『法林樵談』のレベルへと、伝記的かつ伝奇的な因縁集が飛翔したことになる。

なお、『仏法神變集』の作者智満についての一切は未詳である。ただし、本書に見る「本朝二仏法繁昌ノ由緒ヲ尋ヌルニ」「聖徳太子ノ御事ハ（中略）仏法繁昌ノ開基也」（巻一—二）等の如く、仏教興隆の有様を「仏法繁昌」と云う。これは、真宗の説教に最も常套的な表現であるから、本書を真宗の通俗仏書に入れておきたい。

さて、『仏法神變集』は中国典拠ながら、漢文を焼き直してできあがった文章は、見事というより、むしろ珍妙ですらある。例えば、巻二——「世高ノ事 付タリ前世ノ因果通レ難キ事」の冒頭は、

西域、安息国王ノ御太子ヲバ、名ハ安清、字ハ世高ト申シ奉リケル。幼キ御時ヨリ父母ニ孝行ニヲハシケレバ、父母ノ御寵愛ハカギリナシ。殊ニ、内典・外典・曆書・医術ニ至マデ、通達シ玉ハヌハナカリケリ。

とあり、末尾はさらに、

具ニ世高ノ縁起ヲ人々ニ説聞ケレバ、聽人感ゼヌハナカリケリ

と結ばれる。波線部に見る「感ゼヌハナカリケリ」は、説教ならぬ説経浄瑠璃を想起させる文体である。和刻本にもあれ、難しい漢文の本を読むことは、寛永年間に漸く檀林の誕生（西本願寺）を見た真宗坊主にとって、やはり当世風のスタイルであつたらう。⁽¹³⁾しかし、それを人に読ませ、聞かせる和解の段階では、全く異質な位相に、質的変換を計っている。これに見る典拠と和解の如何ともし難い落差は、先の『万法蔵讚鈔』に見る版面の混乱と同様、ある種の過渡的状况を示すものではないか。昏迷の度合いが、漸く版面レベルから内容レベルにスライドしたのである。

これに見る、混沌とした混乱と分裂を越えたところに、『法林樵談』の成立を見るのである。

五、書名の検討

『法林樵談』なる書名は、元禄期以前の仏書刊本には類例を見ない。以下は、「法林」と「樵談」とに分解し、『国書総目録』¹⁴と『仏書解説大辞典』『新纂禅籍目録』に類例を求めてみた結果である。

【法林】

- ① 『法林章』二十卷・奈良町現在一切経目録²⁶⁹
- ② 『法林輯要』四卷四冊・懷玉道温作・宝永元年刊・黄檗宗
- ③ 『法林灼見』四冊・写（旧蓬左↓伝存未詳）
- ④ 『法林墨萃』二卷・大谷派本願寺（東本願寺）編・明治二十三年刊・浄土真宗

【樵談】

- ① 『樵談』一巻・芥川丹丘作（伝存未詳／近世漢学者著述目録大成による）
- ② 『樵談』一冊・藜園主人作・写（国会図書館／「漱芳閣叢書料」四）
- ③ 『樵談』一冊・写（京都大学附属図書館／宮内庁書陵部「片玉集」七二）
- ④ 『樵談記』一冊・正徹作・写（国会図書館）
- ⑤ 『樵談記』一冊・写（内閣文庫「墨海山筆」一一〇）
- ⑥ 『樵談治要』一冊・一条兼良作・写刊（写・刊本とも複数伝存）
- ⑦ 『樵談明鏡』五卷三冊・写（無窮会図書館平沼文庫）
- ⑧ 『樵談問答』一冊・写（宮内庁書陵部）

⑨ 『算法天元樵談集』 『同 追加』 (一名「算法樵談集」) 二卷二冊・中村政栄作・元禄十五年刊(複製伝存)

⑩ 『算法樵談九好演段』 一冊・鎌田俊清作・写(学士院・東京大学附属図書館)

⑪ 『算法樵談集答術』 一冊・写(東北大学附属図書館)

⑫ 『算法天元樵談答術』 一冊・写(学士院)

⑬ 『山家樵談』 一冊・松下鳩台作・写(西尾巖瀨文庫等) *三河に関する随筆

⑭ 『和歌樵談』 一冊・飛鳥井雅豊作・写(宮内庁書陵部)

さて、「法林」は、かの檀王法林寺の名によってなじみ深い語句の如くであるが、書名としての用例は極稀である。①の『法林章』は、本稿には論外のものとして除外。次の②『法林輯要』は、『法林樵談』より後代の成立ながら、書名についての説明を具える。件の書名は、『法苑珠林』の抜粋・抄録的な内容を有することに由来する。但し、当初『珠林輯要』としていたのを、出版に際して『法林輯要』に改名したのだという。これに見る、典拠『法苑珠林』を基軸とする「珠林」から「法林」への変更は、極めて示唆に富むものではないか。

『法林樵談』もまた『法苑珠林』の強い影響下にある。ゆえに、件の書名にも影響力の及ぶことは想像に難くない。本書の場合、意味の上から「法林」・「樵談」と、二つに区切ることができる。そこで、『法苑珠林』も「法苑」・「珠林」と分けてみる。すると、「法苑」から「法林」、即ち「苑」から「林」に変更されたことになる。

では、「苑」↓「林」の変更は、いかなる背景が求められようか。まず、「林」は禅宗の「禪林」「叢林」の如く、修行の道場、正法の住処、簡単には「お寺」としての意味合いを持つ。一方、了意の所属宗派である真宗の『浄土和讃』には、「宝林宝樹微妙音、自然清和ノ伎楽ニテ、哀婉雅亮スグレタリ、清浄楽ヲ帰命セヨ」⁽¹⁵⁾と歌われる。これは極楽浄土の莊嚴を讃える内容で、件の「宝林」に清風が吹込むと素晴らしい音楽となる、という。つまり、お浄土の

「林」は、阿弥陀仏を讚歎する音の鳴る場所、を意味することになる。

これに加えて、「苑」↓「林」の関係には、ある種の類想的連動性すら見られる。「苑」と両用に使われる「園」をも加えて経典類を見るならば、「お自我偈」の名で愛称される「妙法蓮華經如来寿量品第十六」の偈に、「我此土安穩、天人常充滿、園林諸堂閣、種種宝莊嚴」の如く、「園林」の字句を見る。また、自我偈と並んで愛称される「神力品」こと「妙法蓮華經如来神力品第二十一」には、「若園中、若林中、若於樹下」の、非常に有名な下りがある。ここにも、「園」から「林」へと速やかな連動を見る。さらに、「維摩經」は一層顯著で、「総持之園苑、無漏法林樹」と、対句形式になっている。

よって、仏教語の世界では、山・川の合い言葉の如く、「園（苑）」といえは「林」と応える、類想的連動性で結ばれることになる。なれば、本書の書名も同様に、「法苑」に対する「法林」として理解することができよう。

次に、下半分の「樵談」に移りたい。右一覧の内、①～⑧迄が書名それ自体、あるいは書名の頭に「樵談」の二字を据えるもの。▲以下の⑨～⑭迄が書名の下半分、あるいは中程に据えるものである。この一覧に明らかなく、本書に先行する書物は、一条兼良作『樵談治要』しか存在しない。と、同時に了意の選択範囲も、これ一作のみに限定される。

近世初期刊本において、一条兼良作といえは、伝兼良作にもあれ真つ先に寛永四年古活字刊本『語園』が想起される。そして、『語園』と云えば、了意作の『新語園』が想起されて当然である。かつ『樵談治要』は、儒・仏・道の三教一致がとり上げられるのだから、本書『法林樵談』と極めて即応した位相に存在する。

ここにおいて、『語園』に対する『新語園』、『樵談治要』に対する『法林樵談』と、両一対の関係を見出すことが可能となる。但し、『新語園』の「新」に相当する部分は、ただ一作にのみ続く「新」でなく、「法苑」に続くべき

「法林」という、二重の意味が込められるわけである。

六、

さて、以上の如く、書誌学的観点から『法林樵談』を評するならば、杜撰の感を免れ得ない書物と述べるほかない。それは、本書の出版過程において、作家の衰弱と死去による諸々のトラブルが生じた様相を推測させる。件の推測に立脚するならば、他の了意没後の諸作品に対しても、後人の介在など、一応の疑いを以て見る必要性が生じる。

内容の面における本書の位置づけは、近世通俗仏書・了意の著述全体の、二系統において考えた。前者における本書は、真宗の近世前期に見る因縁集の混沌とした状況（「仏法神変集」に見る典拠と和解の落差）を克服する、近世前期を締め括るべき優れた発展形態に位置する。また、編纂の根底には、宗密に見る護法精神にも倣う、高度な理念が存在する。

一方、了意の著述全体においては、極めて了意的な追随作の一群として位置づけることが可能である。つまり、了意研究において、仏書の範疇ながらも追随作が新たに一作増えたことになる。ただし、本書は最晩年の、しかも仏書であるから、作家自身の創意が多分に存在する。

ところで、一条兼良作に追随するのは、本書を入れて合計二作となる。そこには単純な追隨を越えた、何かしら作家の自負が込められるのではないか。「零論を甘んじ窮賤に潜れて」の一節にヒントが有ろうか。しかし乍ら、紙幅も用意も尽きたので、件の問題は更なる考証を重ねて、別稿におくりたい。

【補注】

- (1) 科学研究費補助金 A-1111301015 を受ける。近世前期小説一般における漢籍享受のあり方を研究する共同研究。個別的事例として、浅井了意の諸作品を調査・研究している。本稿は筆者の見解を述べるもので、全体の総意によるものではない。なお、筆者は個人的にも基盤研究 C の補助を受け、近世仏書の書誌研究 (年表を作る) を行っている。
- (2) 堤邦彦氏著「近世仏教説話の研究 唱導と文芸」(平成八年翰林書房発行)。
- (3) 北条秀雄氏著「^{改訂}浅井了意」(笠間叢書 26 昭和四十七年笠間書院発行)。同氏著「新修浅井了意」(笠間選書 11 昭和四九年笠間書院発行)。
- (4) 拙稿「近世初期刊本小考」(平成十三年笠間書院発行〔予定〕)「近世出版ジャーナリズムと仮名草子・浮世草子」所収)
- (5) 本稿解題 2 に示す架蔵本を底本とする。原文は漢文である。送り仮名を平仮名にするほか、適宜補った。波線は本稿の便宜上、私に付したものである。
- (6) 旧稿「伽婢子」考―序文釈義」(平成六年ベリかん社発行「見えない世界の文学誌」所収)。同「浅井了意の仏書とその周辺」・「同」(二)(平成八年・十年発行「国文学研究資料館紀要」22・24号)など。
- (7) 万治四年刊本「科注原人論發微録」を底本とした。
- (8) 宗密の得意とするところは華嚴教学であり(大内青巒著「原人論講義」(大正四年十四年光融館発行)を参照)、「原人論」にも華嚴教学に重要な位置を占める「一切唯心造」の文に関わる、「識」および「妄想」の問題が論じられる。
- (9) かつて松田修氏は「法林樵談」巻一―「原道」の冒頭を引用し、氏の描く了意像、即ち「博学と寛容」の証左とされる。但し、「法林樵談」は、旧稿「伽婢子」考―序文釈義」(平成六年ベリかん社発行「見えない世界の文学誌」所収)等に考証する如く、護法運動に立脚する三教一致説の称揚を基調とする。つまり、松田説は自説に都合のよい部分のみを引用し、本書の性格および作家の意図を曲解する、事実誤認も甚だしいものである。
- (10) 拙稿「法林樵談」の人名索引と典拠」(平成十三年発行予定「藝能文化史研究」19号)。
- (11) 近世初期(慶長〜寛永・正保)は、概ね古典出版の時代であり、仏書においても新作は少ない。寛永十年刊「阿弥陀経訓読鈔」は因縁談を収載する新作ながら、未だ「物語ニ云」方式の中世的様式から脱却を見ず、かつ殆ど漢文である。また、近世前期は、日蓮宗と浄土真宗が中世的体質を捨てて、学事に目を向けざるを得ない状況に迫られるところに特色を有する。これが、書物の歴史(古活字版)・仮名草子および仏教文学の歴史(庶民の日常生活に対する教訓)に多大な影響を及ぼす。

つて、真宗通俗仏書の第一号は、同時に近世通俗仏書の第一号に位置付けてよいと考える。

(12) 通俗仏書が出なくなる寛永末年から万治年間は、西本願寺の檀林に学内紛争が勃発する時期と符号する。これは学内人事の纏れに一要因を見出す紛争であった。了意の著述が登場する頃(万治年間)には、これに一応の終結を見る。この辺の事情は本稿(二)「国文学研究資料館紀要」24号)に仮説を立ててある。想像を逞しくすれば、寛永末年から万治寛文期にかけては、檀林創設に伴って、学問と非学問(布教)、学者と專業的布教師が分化する胎動期に当たるか?

学僧の出版物は、信者檀家・弟子法類から寄付を募る、募縁出版の形態をとる場合が少なくない。これは、中世寺院版以来の伝統的スタイルである。対して、通俗仏書は概ね刊記の存在する書買版である。近世前期刊本においては、書肆名入りの刊記(ないしそれに準ずる刊記)の有無がその書物(仏書)の通俗・非通俗の分類基準の一つとなるように考える。

(13) 旧稿「浅井了意の仏書とその周辺(二)」(平成十年発行「国文学研究資料館紀要」24号)。

(14) 国文学研究資料館のホームページに公開されるデータベースを利用する。

(15) 「真宗聖典」(昭和五十二年法蔵館発行)による。なお、仏教經典の引用は、「大正新脩大藏經」に拠っているが、近世通俗仏書および仮名草子の諸作品の場合、作家が何を底本にしているのか全く不明(町版の慈海版・その他の出所不明の折経類か?)なので、一々は出所を記さないのが対象に即した態度であると考え、注をつけていない。

※ 了意の没後出版の諸問題に関しては、江本裕先生にご教示を頂きました。記して御礼申し上げます。